

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日は、
休みの翌
日の翌日)

目 次

◇ 告 示 保険医療機関等の指定(保険課)

保険医の登録(〃)

保険薬剤師の登録(二件)(〃)

国民健康保険医等として登録があつたものとみなされるもの(〃)

土地改良区の役員の就退任(二件)(農村整備課)

土地改良区の定款の変更の認可(〃)

建築基準法による道路の位置の指定(建築課)

◇ 選管告示 選挙管理委員会の招集

告 示

鳥取県告示第五百号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ三第一項の規定に

基づき、次のように保険医療機関及び保険薬局の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十二年政令第八十七号)第二條の規定により告示する。

昭和六十二年六月十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
鳥取県立中央病院	鳥取市江津七三〇	昭和六十二年五月二十二日
安陪内科医院	鳥取市吉方温泉三丁目八一 一―二	昭和六十二年五月二十六日
辻谷医院	米子市糺町二丁目一八― 三	昭和六十二年五月二十三日
名島外科医院	倉吉市東岩倉町二二三六	昭和六十二年五月二十五日
北山内科クリニック	倉吉市東巖城町一八三	昭和六十二年五月十五日
立川眼科耳鼻咽喉科診療所	境港市湊町一五六	昭和六十二年五月二十八日
石田医院	気高郡青谷町大字青谷三九 三六―一	昭和六十二年五月二十三日
中野医院	東伯郡東伯町大字保五五― 一	〃
富谷歯科医院	倉吉市河原町一九〇四	昭和六十二年五月十七日

有限会社増谷慶一郎薬局境港営業所	境港市中町五九	昭和六十二年五月十五日
野口齒科医院	米子市旗ヶ崎五四五―一八	昭和六十二年五月二十三日
湯村皮膚科医院	鳥取市湯所町二丁目一八三	〃

鳥取県告示第五百一号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ五第一項の規定に基づき、次のように保険医の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第九条の規定により告示する。

昭和六十二年六月十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

氏 名	登録の記号及び番号	登録の年月日
田中順一	鳥医第三、五五八号	昭和六十二年五月十四日

鳥取県告示第五百二号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ五第一項の規定に基づき、次のように保険薬剤師の登録をしたので、保険医療機関及び保険

薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第九条の規定により告示する。

昭和六十二年六月十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

氏 名	登録の記号及び番号	登録の年月日
井口郁子	鳥薬第六二三号	昭和六十二年五月十三日

鳥取県告示第五百三号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ五第一項の規定に基づき、次のように保険薬剤師の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第九条の規定により告示する。

昭和六十二年六月十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

氏 名	登録の記号及び番号	登録の年月日
澤文恵	鳥薬第六二四号	昭和六十二年五月十五日

鳥取県告示第五百四号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第三十九条第三項の規定により同条第一項に規定する登録があつたものとみなされるものを、療養取扱機関の申出の受理及び特定承認療養取扱機関の承認並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第九条の規定により、次のとおり告示する。

昭和六十二年六月十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

氏 名	登録の記号及び番号	登録の年月日
田 中 順 一	鳥国医第三、五五八号	昭和六十二年五月十四日
井 口 郁 子	鳥国薬第六二三号	昭和六十二年五月十三日
澤 文 恵	鳥国薬第六二四号	昭和六十二年五月十五日

鳥取県告示第五百五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり鳥取市雲山土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があつたので、同条第十七項の規定により告示する。

昭和六十二年六月十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

退任した役員の氏名及び住所

理 事	村 山 寅 治	鳥取市雲山一〇七一
"	川 口 隼 成	九三
"	横 山 清 吉	八二
"	横 山 憲 明	三三八
"	市 村 正 央	一一九
"	山 口 保 温	九一
"	米 沢 竜 胤	一〇一
"	米 沢 寿 男	一〇一一
"	西 田 俊 男	正蓮寺一二七―二五
"	山 本 佳 敬	雲山三三九
監 事	金 谷 則 雄	三三二
"	福 田 登	三四〇

昭和六十二年二月二十七日退任

就任した役員の氏名及び住所

理 事	川 口 隼 成	鳥取市雲山九三
"	横 山 清 吉	八二
"	横 山 憲 明	三三八
"	市 村 正 央	一一九
"	山 口 保 温	九一
"	米 沢 竜 胤	一〇一
"	米 沢 寿 男	一〇一一

山本佳敬 三三九
 蓮仏雅玄 東大路一四四一
 栗岡正義 雲山一〇六
 金谷則雄 三三二
 福田登 三四〇

昭和六十二年三月十七日就任 任期二年

鳥取県告示第五百六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり秋里、江津土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があつたので、同条第十七項の規定により告示する。

昭和六十二年六月十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

退任した役員の氏名及び住所

理事 新田 忠 夫 鳥取市江津六七九
 青木 充 宏 六六八
 松本 秀 頼 四〇五―五
 松本 輝 久 三九八―一
 中村 幸 治 六五四
 木下 秀 美 秋里八四五―二
 木下 久 七 八〇九

監事 松下清寿 江津六二八
 吉田利明 秋里八〇二

昭和六十二年四月十六日退任

就任した役員の氏名及び住所

理事 松本 秀 頼 鳥取市江津四〇五―五
 青木 充 宏 六六八
 松下清寿 六二八
 米沢 幸 美 四〇四
 中村 幸 治 六五四
 坂本 義 照 秋里八四九
 吉田 利 明 七九六
 高田 忠 治 江津六三五
 北風 一 郎 秋里五三九

昭和六十二年四月十七日就任 任期二年

鳥取県告示第五百七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定に基づき、東伯町土地改良区の定款の変更を昭和六十二年六月十日認可したので、同条第三項の規定により告示する。

昭和六十二年六月十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第五百八号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を昭和六十二年六月十八日次のとおり指定したので、建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第十条の規定により告示する。

その関係図面は、鳥取県土木部建築課において縦覧に供する。

昭和六十二年六月十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

申請人の住所及び氏名 倉吉市見日町六八二 高カレディース株式 会社 代表取締役 高力重儀	道路の位置の指定場所 倉吉市丸山町字大平ル六 二七―二及び六二九―二	道路の幅員及び延長 (メートル) 幅員 六・〇〇～一八・〇〇 延長 八四・〇〇
---	--	--

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第七十号

昭和六十二年第七回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

昭和六十二年六月十六日

鳥取県選挙管理委員会委員長 面 谷 規 夫

- 一 日時 昭和六十二年六月十九日（金） 午前十一時
- 二 場所 鳥取市東町一丁目二二〇 鳥取県選挙管理委員会委員室
- 三 議題 選挙人名簿の閲覧について